

の 日 ち ま り 生 ぎ る 共 同

れ い じ ゃ う し ん ず い しょう かい さ べ つ がい しょう し の ひ

# 日野市障害者差別解消推進条例

りょ かい てき り ごう

## 合理的配慮

## ってなあ～に？



令和元年(2019年)12月発行

もくじ

日野市障害者差別解消推進条例とは .....	2
合理的配慮を考えてみよう! .....	3
障害の特性を知ろう .....	4~5
障害のある方と中学生の地域での関わり体験談 .....	6~7
ヘルプマーク・ヘルプカード、災害に備えて .....	8



条例施行  
令和2年  
4月1日



障害のある人もない人もお互いその人らしさを認め合い、  
支え合いながら、誰もが安心して暮らせる。

そんな「**ともに生きるまち日野**」を目指して令和  
元年9月に日野市障害者差別解消推進条例ができました！

### ふとう さべつてきと あつか ぎんし 不当な差別的取り扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限するなど障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

### ごうり てきはい りよ ていきょう 合理的配慮の提供

行政および事業者は、障害のある人から手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、合理的配慮の提供を行わなければいけません。

障害者差別解消法において、事業者の合理的配慮の提供は努力義務ですが、この条例では、差別解消の取り組みを一層進めるため、義務としました。

### さべつ かん そうだん たいせい かいけつ しく 差別に関する相談体制と解決するための仕組み

相談窓口を設置し、差別に関する事案が起こった際の解決のための仕組みをつくりました。

# 日野市障害者差別解消推進条例とは

ひのししょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい

ごう り てき はい りよ

# 合理的配慮<sup>かんが</sup>を考えてみよう!

障害のある人が生活の中で感じる不自由は、社会に存在するさまざまなバリアー(障壁)に直面した際に起こるものです。

合理的配慮とは、障害のある人の権利や利益を侵害することとならないよう、個々の状況に応じて解決するための調整を行うことです。対等な立場で話し合いを通じて、柔軟な対応をすることが大切です。

## 建物の出入口で



つえや車いすを使用していて、手動の扉を開けられない人に対して扉の開閉を手伝ったり、本人の希望を聞いて目的地まで案内しましょう。

## 受付・窓口で



障害の特性に応じ、書類にルビをふる、分かりやすい言葉に置きかえて説明するなどの対応をしましょう。

## 困っている人がいたら声を掛けましょう

### コミュニケーションで



聴覚障害の人と筆談や手話でコミュニケーションをとるなど、障害の特性に応じて意思疎通をはかりましょう。

### お店や図書館で



高い所に置かれた本や品物を取って渡したり、障害のある人が取りやすいよう配慮しましょう。

一人ひとりが障害のことを理解して、それぞれの立場でできることをすると、すべての人が暮らしやすいまちになっていきます

ちょう かく しょう がい

## 聴覚障害

音が全く聞こえない方もいれば聞こえづらい方もいます。手話、筆談、口語などさまざまなコミュニケーション方法があります。



ない ぶ しょう がい

## 内部障害

心臓、腎臓、呼吸器など体の内部に障害があり、外見からは分からない状態です。疲れやすく、長時間の歩行や作業が困難な場合があります。



せい しん しょう がい

## 精神障害

統合失調症やうつ病などにより精神機能に障害が生じ、幻覚や妄想、不安や不眠など精神症状や身体症状、意欲の低下などが見られます。

こう じ のう き のう しょう がい

## 高次脳機能障害

病気や事故などで脳がダメージを受けたことによって生じる障害です。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害の症状が現れる場合があります。

なん びょう

## 難病

多種多様な疾患があり、全面的に介助が必要な方からほとんど介助なく日常生活を送っている方までさまざまです。医療的対応を必要とすることが多く、疲れやすさや痛みを伴うことがあったり、一日の中で体調の変動があったりもします。

# しょう がい とく せい し 障 害 の 特 性 を 知 ろ う

## し かく しょう がい 視覚障害

全く見えない場合と見えづらい場合があります。まちを歩いたり、読み書きしたり、身の回りのことをするときなどに困る場合があります。見え方、見えづらさは、個人差が大きく困難を感じる場面も人によって違います。



## し たい ふ じ ゆう 肢体不自由

病気やケガなどにより体の一部、または全身に障害があり、障害の程度や状態によってさまざまな生活上の動きに不自由さがあります。



## はっ たつ しょう がい 発達障害

いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害など、脳の機能障害によって起こる障害です。同じ障害でも個人差がとても大きいという点が特徴です。

## ち てき しょう がい 知的障害

おおむね18歳ごろまでの発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難を生じます。考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したりするなどの知的な機能に発達の遅れが生じます。

ひのしりつみさわちゅうがっこう  
日野市立三沢中学校

地域活動部員と有志によるボランティア活動

火事にあわれた障害のある方のご自宅の片づけや交流をしました。

三沢中生の感想

● 私は今回のボランティアをやって分かったことや学んだことが2つあります。ボランティアがどれだけ大切かということ。助け合い協力することの大切さです。人の役に立つことができ良かったと思いました。

● コミュニケーションの大切さ、心で接することの大切さを知りました。今回はこのようなボランティアをする機会を与えていただき、本当に貴重な経験になりました。

● 障害のある方の話を聞いて、「ボランティアをしてほしいことは人さまざままだ」と言っていたことが印象的でした。



● もし自分が目も見えないし、耳も聞こえなかったらと考えてみたら大変だと思いました。やってほしいことをしっかり聞いて手助けできたらなと思いました。

● 火事になった方の家は水びたしでした。目も耳も聞こえない方は、すごく怖かったらなと思いました。ボランティアを通して、今、私が当たり前で暮らしているこの社会は誰にでも、当たり前ではないことに気づきました。

● なかなか体験することができないことができて良い経験になり、地域の人たちとも触れ合うことができました。

しょうがい  
ちい  
いき  
ちゅうがくせい  
かた  
かか  
たい  
けん  
だん  
地域のあり方と中学生の

地域

での関わり

体験

談

地域に生きる地域を支える  
中学生のエピソードを紹介  
します。

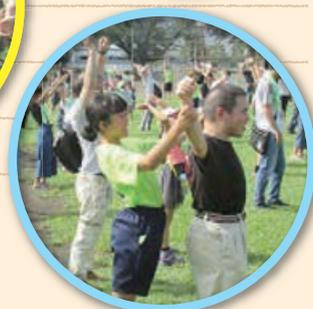
## 四中地区アクションプラン「ラジオ体操」

たくさんの四中生がボランティアとして参加し、運営や司会、さまざまな施設の方と交流しました。

### 四中生の感想①

私は、今回のアクションプランで初めて障害のある方と関わりました。その中で、最も印象に残った出来事がラジオ体操です。ラジオ体操では、私たち四中生が障害のある方の手を取り、声を掛けながら一緒に体操をしました。また、少し前に進むときや、段差があるときは声を掛けながら歩くなど、自分たちで工夫しました。

私が緊張していると、「大丈夫ですか」など、たくさん声を掛けてくださいました。助け合いの大切さを心に持ち、これから先の生活に生かしていこうと思いました。



### 四中生の感想②

私が、この交流で印象に残ったことは、ハイタッチの時に参加者全員が笑顔になっていたことです。それは、参加した子どもからお年寄りまで、障害のある方や先生など、多くの方々の心が一つになったからだと思います。

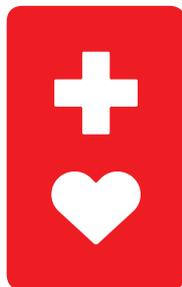
私たち中学生は、障害のある方に手を添えて、周囲の情報をなるべく詳しく伝える努力をしました。この経験を通して、誰にでもつらいことや大変なことはありますが、ときには周りの手も借りながら、みんなと笑顔でいることが大切だと思いました。



知って  
いますか？

# ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク・ヘルプカードは、外見からは分からなくても支援が必要な方が身に付けるものです。ちょっとしたあなたの手助けが、障害のある人の安心につながります。



ヘルプマーク

## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、知的障害のある人などが、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることができるマークです。ヘルプマークを身に付けた人を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

## ヘルプカード

障害のある人が普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカードです。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。記載内容に沿った支援をお願いします。



# 災害に備えて

## 災害情報を集める

市からの防災行政無線の内容を電話で聞く

音声自動応答サービス (☎581-1500)

市からの防災情報をメールで受け取る

日野市メール配信サービス  
(hino@kmel.jp)へ空メールを送信

## 避難行動要支援者名簿

市では、以下の方を対象に、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者の名簿を作成しています。

- ①介護保険法における要介護3以上の認定を受けている方
- ②身体・知的・精神の障害者手帳をお持ちの方で一定条件にある方など
- ③一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の方などで自ら登録を希望された方

名簿情報の提供に同意された方は、平时に警察署や消防署に情報を提供し、災害時の早期の避難支援につながる取り組みを行っています。名簿登録と同意をお願いします。

このような方々の避難を支援するため、自治会・自主防災組織へも名簿提供ができます。そのための協定締結にご協力ください。